

職員の給与に関する規則

〔平成 18 年 10 月 30 日〕
規則 第 4 号

改正 平成 21 年 10 月 8 日規則第 9 号

職員の給与に関する規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号）において準用する豊岡市職員の給与に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 51 号）の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 給与等の支給は、豊岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成 17 年豊岡市規則第 38 号）第 1 条から第 2 条第 3 項第 2 号まで、第 3 条から第 6 条第 3 号まで及び第 6 条第 5 号から第 7 条第 2 項までを準用する。この場合において、「豊岡市の休日を定める条例（平成 17 年豊岡市条例第 2 号）」とあるのは「北但行政事務組合の休日を定める条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 5 号）」に、「豊岡市職員の勤務に専念する義務の特例に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 38 号）」とあるのは「職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 16 号）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の職員の給与に関する規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 18 号）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の相当規定によりなされたものとみなし、期間は、通算する。

附 則（平成 21 年 10 月 8 日規則第 9 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。